

資料編

資料目次

資料編

(総論)

資料 1-1 : 消費者委員会の権限規定について	41 ページ
資料 1-2 : 第 7 次消費者委員会委員名簿	42 ページ
資料 1-3 : 第 7 次消費者委員会審議体制 (令和 5 年 8 月末時点)	43 ページ
資料 1-4 : 部会・専門調査会等委員名簿	44 ページ
資料 1-5 : 第 7 次消費者委員会開催実績	50 ページ

(基本計画関連)

資料 2-1-1 : 消費者基本計画等の実施状況に関する検証・評価及び消費者基本 計画工程表の改定に向けての意見	53 ページ
資料 2-1-2 : 消費者基本計画工程表の改定素案 (令和 5 年 3 月) 等に対する意 見	60 ページ
資料 2-1-3 : 消費者基本計画工程表に係る意見 (意見の求めに対する回答) に ついて	68 ページ

(建議・提言・意見・報告書等関連)

資料 2-2-1 : 消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更に向けての意見	69 ページ
資料 2-2-2 : SNS を利用して行われる取引における消費者問題に関する建議	73 ページ
資料 2-2-3 : SNS を利用して行われる取引に関する消費者委員会意見	80 ページ
資料 2-2-4 : 一般乗用旅客自動車運送事業 (東京都特別区・武三地区) の運賃 の改定案に関する消費者委員会意見	82 ページ
資料 2-2-5 : 家庭用品品質表示法に係る告示改正についての答申	90 ページ

資料 2-2-6 : 住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る告示改正についての 答申	91 ページ
資料 2-2-7 : 電力託送料金の妥当性についての答申	92 ページ
資料 2-2-8 : 食品表示基準の一部改正に係る答申について	115 ページ
資料 2-2-9 : 特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行 令の一部改正についての答申	120 ページ
資料 2-2-10 : 消費者教育の推進に関する法律第 9 条第 7 項の規定に基づく「消 費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更についての答申	123 ページ
資料 2-2-11 : 不当景品類及び不当表示防止法第 5 条第 3 号の規定に基づく指定 についての答申	124 ページ
資料 2-2-12 : 特定商取引に関する法律施行令の一部改正についての答申（資金 決済法等改正関係）	125 ページ
資料 2-2-13 : 電力市場における競争環境整備に向けた諸課題についての答申	132 ページ
資料 2-2-14 : 特定小売供給約款の変更認可申請に関する消費者委員会意見	143 ページ
資料 2-2-15 : 消費者団体の現状及び今後に向けた論点整理～政策提言機能を担 う消費者団体を中心とした調査報告～	166 ページ
資料 2-2-16 : デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ報告書	238 ページ
資料 2-2-17 : 消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グ ループ報告書	274 ページ
資料 2-2-18 : チャットを利用した勧誘の規制等の在り方に関する消費者委員会 意見	309 ページ
資料 2-2-19 : 多数消費者被害に係る消費者問題に関する意見～消費者法分野に おけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書を 受けて～	318 ページ
資料 2-2-20 : 特定保健用食品の表示許可に係る答申品目一覧	321 ページ

消費者委員会の権限規定について

【企画立案】

令和4年6月1日最終更新

権限内容		根拠規定	概要	
基本的・横断的事項	建議・調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第1号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。	
	調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第2号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、調査審議する。	
	資料の提出要求等	消費者庁及び消費者委員会設置法 第8条	消費者委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。	
	基本方針等の策定	消費者基本法 第27条第3項	消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、当該基本計画等の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするときには、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
		消費者安全法 第6条第4項	消費者安全の確保に関する基本的な方針（基本方針）を定めようとするときは、内閣総理大臣は消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かなければならない。	
		消費者安全法 第7条第2項、第3項	都道府県知事より基本方針の変更の提案があったときは、内閣総理大臣は消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、基本方針の変更を判断しなければならない。	
		消費者教育推進法 第9条第5項	内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
		食品安全基本法 第21条第2項	内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成しなければならない。	
	意見聴取	表示基準等の策定	食品表示法 第4条第2項	内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
			食品衛生法 第19条第1項	内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供し又は営業上使用する容器包装等の表示の基準を定めることができる。
JAS法 第59条第3項			内閣総理大臣は、飲食物品以外の農林物資の品質の表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ消費者委員会に意見を聴かなければならない。	
家庭用品品質表示法 第11条			内閣総理大臣は、家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときは、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
景品表示法 第3条、第6条第1項			内閣総理大臣は、①表示・景品類の指定等、②景品類の制限・禁止等、③優良・有利誤認表示以外の不当表示の指定等をしようとするときは、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
景品表示法 第26条第3項			内閣総理大臣は、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
政令の制定等		預託法 第28条	内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。	
		特定商取引法 第64条第1項、第2項	主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。	
		割賦販売法 第36条第2項	主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。	
		議決	住宅品質確保法 第3条第4項	国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、国土交通大臣にあっては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあっては消費者委員会の議決を、それぞれ経なければならない。ただし、社会資本整備審議会又は消費者委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。
その他	国民生活安定緊急措置法 第27条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。 消費者委員会は、当該重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。		
	公益通報者保護法 第11条第5項	内閣総理大臣は、事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。		
	預託法 第11条第2項	内閣総理大臣は、預託法第9条第1項の確認（物品又は特定権利の種類ごとに、売買契約の締結及び預託等取引契約の締結又は更新により、顧客の財産上の利益が不当に侵害されるおそれのないことについての確認）をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。（勧誘等を行う前の「確認」）		
	預託法 第14条第4項	内閣総理大臣は、預託法第9条第1項の確認を受けた物品又は特定権利に係る売買契約の締結及び預託等取引契約の締結又は更新が、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約の締結又は更新する目的に照らして、顧客の財産上の利益が不当に侵害するものでないこと等の確認をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。（契約の締結又は更新前の「確認」）		

【執行】

権限内容		根拠規定	概要
勧告・報告徴収	消費者安全法 第43条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができ、また、勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。	
意見聴取	消費者安全法 第40条第7項	内閣総理大臣が、重大生命身体被害あるいは多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認め、事業者に対して命令をしようとするときには、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	消費者安全法 第41条第3項	内閣総理大臣が六月以内の期間を定めて商品等の譲渡、引渡し、使用することを禁止・制限しようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	家庭用品品質表示法 第11条	内閣総理大臣は、表示に関する命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。	

消費者委員会委員名簿

(令和5年8月時点)

青 木 秀 子	前花王株式会社常勤監査役
飯 島 淳 子	東北大学大学院法学研究科教授
生 駒 芳 子	ファッション・ジャーナリスト 一般社団法人日本エシカル推進協議会会長
○ 受 田 浩 之	高知大学理事、副学長
大 石 美 奈 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー ・コンサルタント・相談員協会前代表理事・前副会長
木 村 た ま 代	主婦連合会事務局長
黒 木 和 彰	弁護士
◎ 後 藤 卷 則	早稲田大学名誉教授
清 水 か ほ る	公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部長
星 野 崇 宏	慶應義塾大学経済学部教授

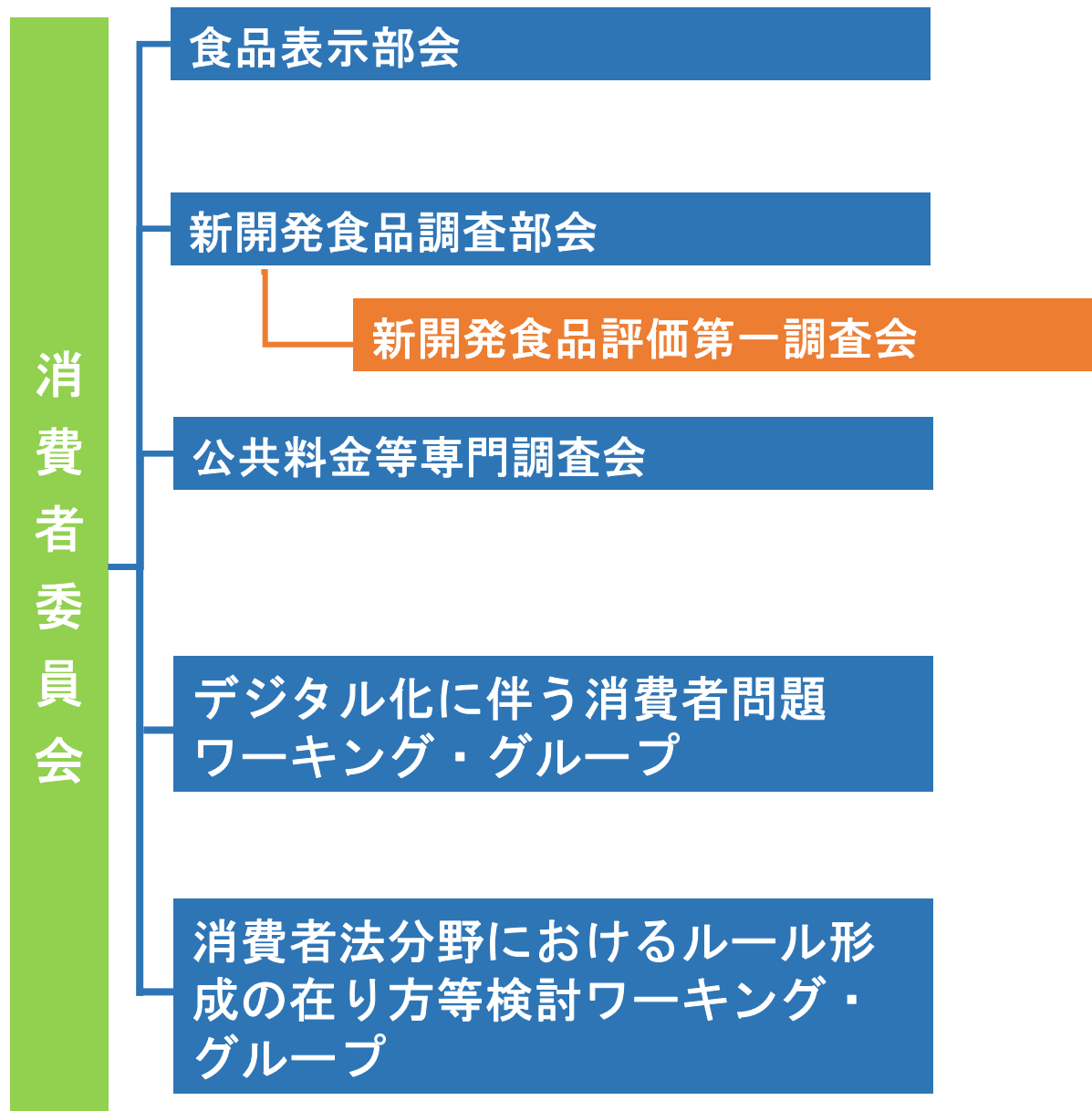
以上10名

(五十音順・敬称略)

(注) 1. ◎は委員長、○は委員長代理。

2. 受田浩之委員、大石美奈子委員、後藤卷則委員は、衆・参の附帯決議の趣旨を踏まえ、常勤的に勤めることが可能になるように人選した委員である。

消費者委員会の審議体制（第7次）



令和5年8月時点

（注）上記に記載していない下部組織についても必要に応じて随時設置。

消費者委員会 新開発食品調査部会
委員名簿

(部会長)	受 田 浩 之	高知大学理事、副学長
(部会長代理)	木 村 た ま 代	主婦連合会事務局長
	朝 倉 敬 子	東邦大学医学部准教授
	石 見 佳 子	東京農業大学総合研究所教授
	北 嶋 聡	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター毒性部長
	木 戸 康 博	金沢学院大学栄養学部特任教授
	監 物 南 美	女子栄養大学出版部『栄養と料理』編集委員
	多 賀 昌 樹	和洋女子大学家政学部准教授
	竹 内 淑 恵	法政大学経営学部教授
	田 中 弘 之	東京家政学院大学人間栄養学部教授
	辻 典 子	十文字学園女子大学人間生活学部教授
	武 士 俣 淑 恵	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部食部会副会長・食生活委員
	前 田 え り	NPO法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会理事長
	松 藤 寛	日本大学生物資源科学部教授
	吉 池 信 男	公立大学法人青森県立保健大学理事長・学長
	吉 田 博	慈恵大学理事、東京慈恵会医科大学附属柏病院病院長・教授

(令和5年4月1日時点)

以上16名

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第一調査会
委員名簿

(座長)	石見佳子	東京農業大学総合研究所教授
(座長代理)	辻典子	十文字学園女子大学人間生活学部教授
	稲野彰洋	福島県立医科大学附属病院臨床研究センター特任教授
	上原万里子	東京農業大学応用生物科学部教授
	佐藤恭子	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部食品添加物指定等相談センター特別研究員
	佐藤淳子	順天堂大学大学院医学研究科代謝内分泌内科学准教授
	八村敏志	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	山内淳	東京農業大学国際食料情報学部教授
	山岡和枝	帝京大学大学院公衆衛生学研究科客員教授

(令和5年5月1日時点)

以上9名

消費者委員会 食品表示部会
委員名簿

(部会長)	受 田 浩 之	高知大学理事、副学長
(部会長代理)	生 駒 芳 子	ファッション・ジャーナリスト、一般社団法人日本エシカル推進協議会会長
	青 木 英 紀	日本チェーンストア協会食品委員会委員
	穂 山 浩	星薬科大学薬品分析化学研究室教授
	阿 部 絹 子	公益社団法人日本栄養士会常務理事
	石 川 純 子	消費者力支援研究所理事長
	今 村 知 明	奈良県立医科大学公衆衛生学講座教授
	監 物 南 美	女子栄養大学出版部『栄養と料理』編集委員
	澤 木 佐 重 子	公益社団法人全国消費生活相談員協会食の研究会代表
	菅 聡 一 郎	弁護士
	清 古 愛 弓	全国保健所長会副会長
	田 中 弘 之	東京家政学院大学人間栄養学部教授
	戸 谷 亨	一般社団法人日本農林規格協会会長
	野々内 さとみ	全国地域婦人団体連絡協議会理事
	前 田 えり	NPO法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会理事長
	湯 川 剛 一 郎	一般社団法人食品表示検定協会理事長、技術士
	渡 邊 健 介	一般財団法人食品産業センター参与

(令和4年9月12日時点)

以上17名

消費者委員会 公共料金等専門調査会 委員名簿

令和5年4月1日現在

(座長)

氏 名	所 属
のむらむねのり 野村 宗訓	福山大学経済学部教授 関西学院大学名誉教授
こうのやすこ 河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事 特定非営利活動法人消費者スマイル基金事務局長
ごとうみか 後藤 美香	東京工業大学環境・社会理工学院教授
せきぐちひろまさ 関口 博正	神奈川大学経営学部教授
つぼたいくこ 坪田 郁子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
てらだかずしげ 寺田 一薫	福島学院大学マネジメント学部地域マネジメント学科教授
ながたみき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
わかばやしありさ 若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

以上8名

※ なお、消費者委員会の大石美奈子委員、星野崇宏委員が、公共料金等専門調査会の担当委員として、調査審議に参画する。

消費者委員会
デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ
構成員・オブザーバー

■構成員

	氏名（敬称略）	所属
(座長)	後藤 巻則	早稲田大学名誉教授
(座長代理)	飯島 淳子	東北大学大学院法学研究科教授
	清水 かほる	公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部長

■オブザーバー

	氏名／団体名（敬称略）	所属	
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 前代表理事・前副会長	
	木村 たま代	主婦連合会事務局長	(第10回～)
	黒木 和彰	弁護士	
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所パートナー弁護士	
	坂下 哲也	一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事	(第10回～)
	丸山 絵美子	慶應義塾大学法学部教授	
	万場 徹	公益社団法人日本通信販売協会専務理事	
	独立行政法人 国民生活センター		
	一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構		
	消費者庁 取引対策課		(第10回～)

※消費者委員会委員→有識者(個人)→有識団体の順で、それぞれ50音順に記載

消費者委員会
消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ
構成員・オブザーバー

■ 構成員

(◎：座長 ○：座長代理)

氏名（敬称略）	所属
◎ <small>ごとう</small> 後藤 <small>まきのり</small> 巻則	早稲田大学名誉教授
○ <small>くろき</small> 黒木 <small>かずあき</small> 和彰	弁護士
<small>きむら</small> 木村 <small>たま代</small> たま代	主婦連合会事務局長

■ オブザーバー

氏名（敬称略）	所属
<small>おおいし</small> 大石 <small>みなこ</small> 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会前代表理事・前副会長
<small>しみず</small> 清水 <small>かほる</small> かほる ※第43回ワーキング・グループのみ参加	公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部長
<small>いただに</small> 板谷 <small>のぶひこ</small> 伸彦 ※第41回ワーキング・グループより参加	特定非営利活動法人消費者機構日本専務理事
<small>かわいで</small> 川出 <small>としひろ</small> 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
<small>なかがわ</small> 中川 <small>たけひさ</small> 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
<small>まるやま</small> 丸山 <small>えみこ</small> 絵美子	慶應義塾大学法学部教授
<small>やまもと</small> 山本 <small>かずひこ</small> 和彦	一橋大学法学部教授

消費者委員会委員→有識者の順で、それぞれ50音順に記載

第 7 次消費者委員会 開催実績（令和 4 年 9 月～令和 5 年 8 月）

本会議：計 35 回（このほか、委員間打合せ：計 31 回）

	日 付	議 題
令和 4 年		
第 377 回	9 月 2 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育について（消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更に向けての意見案） ・デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループについて（報告書、建議案及び意見案）
第 378 回	9 月 8 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループについて（中間取りまとめ）
第 379 回	9 月 16 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金の改定について（一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の運賃の改定案に関する意見案） ・家庭用品品質表示法について（電気機械器具品質表示規程の改正）
第 380 回	10 月 5 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅品質確保法について（日本住宅性能表示基準の改正） ・その他
第 381 回	10 月 14 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法及び預託法について（特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会報告書）
第 382 回	10 月 28 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・電力市場における競争環境整備に向けた諸課題について ・靈感商法等の悪質商法への対策検討会報告書について ・その他
第 383 回	11 月 9 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視（消費者委員会附帯意見への対応について） ・消費者基本計画の検証・評価・監視（消費者安全について）
第 384 回	11 月 18 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育について（消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更）
第 385 回	11 月 28 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・電力託送料金の妥当性について ・消費者基本計画の検証・評価・監視（地方消費者行政について）
第 386 回	12 月 2 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視（保健機能食品について）
第 387 回	12 月 16 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視（消費者基本計画工程表改定に向けての意見案について） ・その他
第 388 回	12 月 23 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法等改正法及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律について

	日 付	議 題
令和5年		
第389回	1月20日(金)	・特定商取引法及び預託法について(特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の改正等)
第390回	1月25日(水)	・消費者基本計画の検証・評価・監視(景品表示法検討会報告書及びステルスマーケティングに関する検討会報告書) ・その他
第391回	2月10日(金)	・消費者基本計画の検証・評価・監視(10~20歳代の消費者トラブルの現状について) ・消費者基本計画の検証・評価・監視(成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進について) ・その他
第392回	3月3日(金)	・消費者教育について(消費者教育の推進に関する基本的な方針案) ・その他
第393回	3月9日(木)	・景品表示法について(一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示)(告示案及び運用基準案) ・消費者基本計画の検証・評価・監視(消費者基本計画工程表の改定素案について)
第394回	3月13日(月)	・景品表示法について(不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案)
第395回	3月28日(火)	・消費者基本計画の検証・評価・監視(消費者基本計画工程表の改定素案に対する意見案について) ・その他
第396回	4月6日(木)	・消費者団体の現状について
第397回	4月13日(木)	・新未来創造戦略本部の取組について
第398回	4月18日(火)	・電力市場における競争環境整備に向けた諸課題について
第399回	4月20日(木)	・消費者団体の現状について(有識者ヒアリング) ・その他
第400回	5月11日(木)	・特定商取引法及び預託法について(特定商取引に関する法律施行令の一部改正等について) ・電力市場における競争環境整備に向けた諸課題について
第401回	5月12日(金)	・公共料金の改定について(特定小売供給約款の変更認可申請に関する消費者委員会意見案)

	日 付	議 題
第 402 回	5 月 18 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・「SNS を利用して行われる取引における消費者問題に関する建議」に係るフォローアップ ・「特定商取引法及び預託法における契約書面等の電磁的方法による提供についての建議」に係るフォローアップ ・その他
第 403 回	6 月 1 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・LP ガスに関する消費者問題について ・その他
第 404 回	6 月 8 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視（消費者基本計画工程表の改定案について） ・消費者団体の現状について（消費者団体等からのヒアリング）
第 405 回	6 月 22 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者白書について
第 406 回	6 月 29 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS を利用した消費者トラブルについて ・その他
第 407 回	7 月 27 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン 2023 及び消費生活相談員、相談業務に関するアンケート集計結果について ・その他
第 408 回	8 月 3 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体調査の結果及び今後に向けた論点整理（案）について
第 409 回	8 月 10 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループの報告書等について ・消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループの報告書等について
第 410 回	8 月 17 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会における議論の整理について ・その他
第 411 回	8 月 24 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・河野内閣府特命担当大臣御挨拶 ・新井消費者庁長官御挨拶 ・第 7 次消費者委員会のこれまでの活動と今後について

消費者基本計画等の実施状況に関する検証・評価及び消費者基本計画 工程表の改定に向けての意見

令和 4 年 12 月 16 日
消費者委員会

消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）においては、消費者政策の実施の状況の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとする場合には、消費者委員会の意見を聴かなければならないとされている。このため、消費者委員会としては、消費者基本計画（以下「計画」という。）及び具体的な施策を定める工程表（以下、計画と工程表を合わせて「計画等」という。）の実施状況や、計画等に盛り込むべき新たな課題等に係る検討を、調査審議の重要な柱の一つと位置付けてきた。

令和 2 年 7 月に消費者政策会議で決定された工程表においても、「消費者委員会は、本工程表に記載されている施策の実施状況について、KPI を含めて随時確認し、検証、評価及び監視を行う。」とされている。

消費者委員会としては、「消費者基本計画工程表に係る消費者委員会の意見聴取について（意見）」（令和 4 年 6 月 10 日）の附帯意見（以下「令和 4 年附帯意見」という。）、個別施策に係るヒアリングの結果や最近の被害の実態等を踏まえ、計画等の実施状況に関する検証・評価において特に留意すべき事項や工程表の見直しに向けて具体的に検討すべき課題について、下記のとおり意見を述べる。関係省庁等においては、下記の各項目について十分に検討の上、個別施策に取り組むとともに、可能な限り工程表の改定素案等¹に反映されたい。

なお、消費者委員会としては、引き続き令和 5 年 1 月以降も、国内外の様々な社会状況等の変化に伴う消費者問題等についてヒアリングを行うとともに、今後、消費者庁において策定される工程表の改定素案等に対し、更なる意見表明を行うことを予定している。

記

¹ 令和 4 年 11 月 9 日消費者委員会本会議において、今回の工程表改定から重点化と効率化を図ることとし、重点施策については EBPM を実践すべく、原則、ロジックモデルの作成を順次試みるとの説明が消費者庁からなされた。消費者委員会としては、重点化と効率化の方向性は妥当と評価した上で、重点施策以外の施策が滞ることがないように、消費者白書等の工程表以外の政策文書への反映も含め、施策の推進を担保することを求める。

1. 全体に関する事項

(1) 工程表の見直し及び消費者政策における EBPM の推進

消費者政策の企画・立案に当たって EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進していくことは重要であり、消費者委員会としてもこれまで繰り返し指摘を行う²とともに、令和4年附帯意見において、次期計画の策定を見据えた取組に着手することを求めたところである。消費者庁等は令和4年附帯意見を踏まえ、今回の工程表の見直しから重点施策を設定して EBPM を実践するためロジックモデルの構築や KPI の充実等の取組を行う方針であり、その方向性について評価する。

ロジックモデルの構築に当たっては、施策の効果の検証が可能となるように KPI の設定を行うことが重要であることから、KPI の設定に当たっては、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）情報を始めとする各省庁等が保有する行政記録情報や民間が保有する様々な情報を組み合わせることや時系列的に分析すること等により、消費者政策における課題や政策効果の把握を速やかに行うことができるように取組を進めること。なお、施策の実施の途中段階において課題を発見し改善を行えるよう、消費者庁及び関係省庁等は、行政の「無謬性神話」にとらわれることなく、主体的にロジックモデルの構築に取り組むことが重要である。

なお、2. 以下に記載する各施策については、重点施策に位置付けることについて検討されたい。（消費者庁及び関係省庁等）

(2) 国内外の様々な社会状況等の変化に伴う消費者問題に関する工程表等への記載の拡充

新型コロナウイルス感染症、デジタル化の進展や物価の高騰など、社会状況は目まぐるしく変化している。例えば、デジタル化を始めとする新しい技術やサービスの前では誰もがぜい弱性を持つ可能性があることを踏まえて、消費者被害の防止に努める必要がある。また、エネルギーを始めとした様々な商品やサービスの価格が高騰する中であっても、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保する必要がある。これら国内外の様々な社会状況等の変化に伴う消費者問題への対応については常に改善していくことが重

² 「次期消費者基本計画の素案（平成27年2月）等に対する意見」（平成27年2月17日消費者委員会）、「消費者基本計画工程表の素案（令和2年5月）に対する意見」（令和2年5月29日消費者委員会）、「消費者基本計画等の実施状況に関する検証・評価及び消費者基本計画工程表の改定に向けての意見」（令和3年12月17日消費者委員会）及び「消費者基本計画工程表の改定素案（令和4年3月）に対する意見」（令和4年3月31日消費者委員会）

要であることから、必要に応じ新たな課題について検討した上で、工程表等に記載を充実させること。(消費者庁及び関係省庁等)

靈感商法等の悪質商法をめぐる諸課題については、法整備、相談体制の強化、消費者教育の推進等の複数の取組を積極的に行う必要があることから、令和4年10月に取りまとめられた消費者庁の「靈感商法等の悪質商法への対策検討会報告書」やその後の関係省庁における検討状況を踏まえ、工程表等に反映させること。(消費者庁及び関係省庁等)

2. 消費者法令の企画・立案等

(1) 消費者契約法等

令和4年12月に成立した消費者契約法等改正法³及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律については、消費者及び事業者に対する周知啓発を徹底するとともに、両法律の効果の検証が可能となるようKPIの設定について検討すること。(消費者庁)

また、消費者契約法の規定の在り方についての抜本的議論の必要性については、これまで消費者委員会においても指摘⁴をしたところであり、国会の附帯決議⁵を踏まえ消費者庁の「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」において議論が行われている。当該有識者懇談会における議論も踏まえつつ、見直しの方向性やスケジュール等可能なものから工程表等に反映させること。(消費者庁)

(2) 特定商取引法等

特定商取引法等の契約書面等の電子化については、令和4年10月に公表された消費者庁の「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会報告書」を踏まえた政令、府令、ガイドライン等の整備に取り組むこと。その上で、施行2年後の見直しに向け、論点やスケジュール等可能なものから工程表等に反映させること。なお、消費者委員会は、「特定商取引法及び預託法における契約書面等の電磁的方法による提供についての建議」(令和3年2月4日)に基づき、本建議への対応について、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)に対し、今後、その実施状況の報告を求める予定である。(消費者庁)

併せて、特定商取引法については、平成28年改正特定商取引法の5年後

³ 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律

⁴ 「消費者基本計画工程表の改定素案(令和4年3月)に対する意見」2(1)

⁵ 令和4年5月に成立した消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律に対する附帯決議

見直しを含め、これまでの国会の附帯決議等を踏まえ不断の見直しを行うとともに、その検討の方向性を消費者に分かりやすく示すことに努めること。(消費者庁)

(3) 景品表示法

消費者庁の「景品表示法検討会」における検討を進め、同検討会が結論を得た場合には、可能な限りその結論を踏まえた取組について工程表等に反映させること。(消費者庁)

3. デジタル化への対応

(1) 取引 DPF 消費者保護法

令和4年5月の取引 DPF 消費者保護法の施行後の状況について継続して把握し、本法の効果の検証が可能となるよう KPI の設定について検討すること。また、同法の国会附帯決議において今後の課題とされた C to C 取引への対応、オンラインによる手続が可能な裁判外紛争解決手続 (ODR) の提供、SNS を利用して行われる取引における消費者被害の実態把握等の各事項について、その検討の時期や取組について可能なものから工程表等に反映させること。(消費者庁)

(2) ステルスマーケティング対策

消費者庁の「ステルスマーケティングに関する検討会」における検討を進め、同検討会が結論を得た場合には、可能な限りその結論を踏まえた取組について工程表等に反映させること。(消費者庁)

(3) SNS を利用して行われる取引における消費者問題

「SNS を利用して行われる取引における消費者問題に関する建議」(令和4年9月2日) 及び「SNS を利用して行われる取引に関する消費者委員会意見」(令和4年9月2日) を踏まえて、SNS のメッセージを含むインターネットを利用した広告表示に対する法執行の強化等、電話勧誘販売に該当する場合の解釈の明確化及び周知、消費者への注意喚起及び関係事業者等への情報提供及び SNS 事業者における自主的取組の積極的な後押しに取り組みとともに、その取組方針やスケジュール等について可能なものから工程表等に反映させること。なお、消費者委員会は、同建議への対応について、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) に対し、令和5年3月までにその実施状況の報告を求める予定である。(消費者庁)

4. 自立した消費者の育成

(1) 消費者市民社会の実現や SDGs の達成

消費者市民社会の実現や SDGs の達成のためには、消費者自身が、自らの行動が社会・経済及び地球環境等により良い影響を与え得ることを認識し、コロナ禍や物価高騰など目まぐるしく変化する社会状況の中においても、「自立した消費者」として考え、行動できることが重要である。

そのため、エシカル消費について、理解度や認知度のみならず、消費行動について把握する KPI を設定すること等を検討し、工程表等に反映させること。また、消費者の自主的かつ合理的な商品・サービスの選択のためには、認証ラベル等の活用が効果的であることから、認証ラベル等の認知度にとどまらず、活用度に関する KPI の設定についても検討すること。(消費者庁)

(2) 消費者教育の推進

現在検討中の次の消費者教育の推進に関する基本的な方針⁶と工程表との連携に留意し、工程表において同基本方針に盛り込まれた施策の効果の検証が可能となるように、理解度、行動変容、被害件数等についての KPI を設定すること⁷を検討し、工程表等に反映させること。また、期間中に社会環境の変化に即した重点課題を適宜示し、必要に応じ新たな課題への対応を含む基本方針の見直しも検討すべきであることから、今後の見直しを念頭に入れた論点やスケジュール等について可能なものから工程表等に反映させること。⁸ (消費者庁、文部科学省及び関係省庁等)

(3) 成年年齢引下げ後のフォローアップ

令和4年4月の成年年齢引下げ後の若年者の消費者被害の状況について、継続して確認した上で、これまでの消費者教育や周知・広報活動等の効果や課題等について検証・評価し、常に改善していくことが重要である。そのため、施策の効果を把握するため、若年者の理解度、定着度や消費者被害の状況等の KPI を設定すること等を検討し、工程表等に反映させること。(消費者庁、金融庁、法務省、文部科学省及び関係省庁等)

⁶ 次期基本方針に限り、令和5年度から11年度までの7年間を対象期間として策定される予定である。

⁷ 同時に、各地方公共団体の推進計画においても KPI の設定を促すことが望ましい。

⁸ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更に向けての意見」(令和4年9月2日)においても同趣旨の意見を述べたところ。

5. 地方消費者行政の充実・強化

(1) 消費生活相談体制の充実・強化

令和4年度地方消費者行政の現況調査によれば、資格保有者数は増加しているものの、消費生活相談員数は減少しており、引き続き消費生活相談員の担い手確保は重要な課題となっている。消費生活相談員の担い手確保事業が必ずしも消費生活相談員の採用増や人材バンクへの登録者数増につながっていないことから、調査等を通じて課題を把握し、同事業の改善につなげること。

また、消費生活相談員の研修への参加や処遇の改善状況について地方公共団体間の取組に差異が見られることから、地方公共団体間の比較⁹を行って課題の把握に努めるとともに、地方公共団体のニーズを踏まえた交付金メニューの見直しや好事例の横展開等を通じて、地方公共団体の取組を支援すること。

さらに、人口減少・少子高齢化の中でも消費生活相談機能を維持するため、専門人材を含む多様な人材が消費生活相談員として活躍できるような働き方改革や消費生活相談のデジタル化の推進に向けて工程表等の記載を充実させること。消費生活相談のデジタル化を推進する際には、デジタルによって対応可能な部分と人が行うべき部分の整理など、国と地方公共団体との認識のすり合わせに努めること。(消費者庁)

(2) ぜい弱性を抱える消費者に対する支援

高齢者や障害者等のぜい弱性等を抱える消費者を保護するための取組が重要である。消費生活相談の役割が増す中で、地方公共団体の消費者行政部局や消費生活センターのみならず福祉部局を始めとする関係部局、法テラス等の関係相談窓口等との連携が極めて重要であることから、これらの連携の取組を担保できるよう工程表等に反映させること。

また、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)については重層的支援体制整備事業との連携を含めた、より積極的な活用を図る必要があることから、見守りネットワークの設置状況のみならず、活動状況等を測るKPIを設定し、工程表等に反映させること。(消費者庁、法務省、厚生労働省及び関係省庁等)

⁹ 地方消費者行政の現況調査等をもとに、人員、予算、取組について都道府県間の比較・分析を行い、施策の効果を把握することが考えられる。

6. 消費者安全

消費者事故の未然防止と被害の拡大防止のためには、消費者に対する注意喚起にとどまらず、制度や製品等の改善につなげていくことが重要である。

消費者事故の防止に向けた取組の効果を検証するためには、消費者事故の件数や被害内容の継続的な把握が必要である。そのため、事故情報データベースの入力情報の質向上のほか、医療機関ネットワーク事業¹⁰や SNS 等の活用等の多様な手段によって消費者事故の情報収集の更なる充実に努めること。また、消費者安全法に基づく注意喚起や消費者安全調査委員会の意見具申等を通じて、その後の消費者被害の防止や制度・製品等の改善につながるよう努めるとともに、被害防止や制度・製品等の改善にどの程度つながっているかについて把握することができるよう、分野を設定して試行するなど KPI の検討を行うこと。(消費者庁及び関係省庁等)

7. 保健機能食品

保健機能食品制度は、特定保健用食品制度の設立から約 30 年が経過しているが、特定保健用食品と機能性表示食品の区別を含めた消費者の認知度や理解度が頭打ちとなっていることから、より分かりやすい周知・広報が必要である。また、機能性表示食品の信頼性向上のためには有効性の科学的根拠の質を高めることや事後チェック、執行強化による表示の適正性の確保等が重要である。さらに、保健機能食品制度の認知度や理解度にとどまらず、保健機能食品が食生活の改善等の消費行動や健康の維持・増進等に与えた影響を把握することが必要である。

こうしたことを踏まえ、令和 6 年度までに取り組む予定である保健機能食品制度の発展・充実の検討についての論点やスケジュール等について工程表等に反映させること。(消費者庁)

(以上)

¹⁰ 家庭における子供の事故等の把握が困難と考えられる事故情報の収集については、同事業の活用が考えられる。

消費者基本計画工程表の改定素案（令和 5 年 3 月）等に対する意見

令和 5 年 3 月 28 日

消費者委員会

消費者委員会は、消費者基本計画（以下「計画」という。）の具体的な施策を定める工程表の検証・評価及び見直しについて、令和 4 年 12 月 16 日に「消費者基本計画等の実施状況に関する検証・評価及び消費者基本計画工程表の改定に向けての意見」（以下「12 月意見」という。）を取りまとめ、12 月意見の内容を、可能な限り工程表の改定素案等に反映することを求めた。

その後、消費者庁を始めとする関係省庁等では、12 月意見も踏まえて工程表の必要な見直しを実施することとし、取りまとめられた工程表の改定素案は、令和 5 年 3 月 9 日からパブリックコメントに付されている。

消費者委員会は、3 月 9 日の消費者委員会において、工程表の改定素案について、消費者庁からヒアリングを実施した。このヒアリングの結果や、これまでに行った建議・提言その他の意見等の内容、過年度の工程表に記載された個別施策についてのヒアリングの結果や最近の被害実態等を踏まえ、工程表の改定素案等に対して、下記のとおり意見を述べる。関係省庁等においては、下記の各項目について積極的に検討の上、可能な限り工程表の改定案に反映するとともに、工程表に記載されない施策についても滞ることがないよう他の政策文書への反映も含め検討し、施策を進められたい。

消費者委員会としては、本意見及びパブリックコメントの工程表への反映状況やその後の実施状況等について引き続き監視を行い、消費者被害の状況が深刻なものや取組が不十分と考えられるもの等については、今後、重点的に消費者委員会の調査審議を通じて取り上げていくとともに、必要に応じて建議等を行っていくこととする。

記

1. 全体に関する事項

（1）消費者政策における EBPM の推進

「消費者基本計画工程表に係る消費者委員会の意見聴取について（意見）」（令和 4 年 6 月 10 日）の附帯意見を踏まえ、工程表の改定素案において、重点項目を設定してロジックモデルの試行や KPI の充実に取り組んでいることや、評価書を新たに作成し前年度の取組に対する評価に取り組んでい

ること等 EBPM の実践を進めていることを評価する。

その上で、ロジックモデルの構築や KPI の設定に当たっては、目指すべき社会の在り方からさかのぼって施策や取組を位置付けることが必要であることを前提としつつ、以下のとおり意見を述べる。

- ①施策の効果の検証が可能となるように KPI の設定を行うことが重要である。KPI の中には、目標値が記載されていないものや、目標値が 1 回（以上）とされているものなど、効果の検証の実効性を欠くものが存在していることから、目標値の設定について改めて検討すること。
- ②消費者事故や法執行等、その件数のみで評価することが困難な指標についても、時系列的な変化を把握することや、関係する消費活動のトレンドや消費生活相談件数を始めとする他のデータ等と組み合わせることにより施策の効果等を分析することを検討すること。
- ③地方公共団体による行政処分や普及啓発等に係るデータについても、国の施策の効果の検証に有効な場合があることから、参考指標として設定するなど、活用について検討すること。
- ④上記（①～③）のほか、将来の効果検証に役立てることを目指し、各省庁等が保有する行政記録情報や民間が保有する様々な情報を KPI として積極的に設定すること。また、KPI の設定に当たっては、アウトプット指標・アウトカム指標の種別に適切に設定されているかに注意するとともに、新たにアクティビティ指標¹を設けることについても継続的に検討すること。

加えて、ロジックモデルを作成して政策目的とロジックを明確化することによって、施策が想定どおりに進まない場合に、インプット（資源）から望むべきインパクト（社会への影響）までの間のどの段階に問題が存在し、どのようにアジャイルに政策変更を行うべきかを理解することが可能となる。そのため、ロジックモデルについても、工程表の改定までの適切なタイミングで公表することを求める。

（消費者庁及び関係省庁等）

（2）社会状況の変化に伴う新たな消費者問題への対応

12 月意見で指摘したとおり、国内外の様々な社会状況等の変化に伴い生じる消費者問題へ対応していくことが重要である。新型コロナウイルス感

¹ 政策の具体的な活動（アクティビティ）とその活動に基づく産出物（アウトプット）とを区別して整理することが必要である。工程表の改定素案にアウトプット指標として位置付けられている KPI の中には、アクティビティに関する指標が含まれていることから、工程表にアクティビティ指標を設けることが考えられる。

感染症については、感染症法上の位置付けの変更が予定されているなど、コロナ禍前の状況に戻りつつある部分がある一方で、この約 3 年間に生じた急速なデジタル化とこれに伴う消費者問題への対応は引き続き重要である。また、新たな技術やサービスの登場や、エネルギー価格や食料価格等の物価の高騰など、社会状況が目まぐるしく変化している中においては、誰もがぜい弱性を持つ可能性があることを踏まえ、対応していく必要がある。これらの新しい消費者問題に対しては、工程表やその他の政策文書において位置付けて、取り組むこと。

(消費者庁及び関係省庁等)

2. 各重点項目に関する事項

12 月意見で指摘した施策について、工程表の改定素案に重点項目として位置付けたことを評価する。その上で、各重点項目について、それぞれの担当省庁等に対して、以下のとおり意見を述べる。

(重点項目 1) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

12 月意見で指摘したとおり、消費者事故の未然防止と被害の拡大防止のためには、消費者に対する注意喚起にとどまらず、制度や製品等の改善につなげていくことが重要である。

消費者事故の情報収集の充実に向け、事故情報データベースの入力情報の質向上、医療機関ネットワーク事業の拡充や SNS 等の活用について引き続き検討すること。

また、取組が被害防止や制度・製品等の改善にどの程度つながっているかについて把握するため、消費者の行動変化のみならず、製品の改善状況や制度の改正状況等の事業者、関係省庁等の対応変化についても、可能なものは KPI を設定すること。

(重点項目 2) 特定商取引法等の執行強化等

12 月意見で指摘したとおり、特定商取引法等の契約書面等の電子化については、施行 2 年後の見直しに向け、論点やスケジュール等可能なものから工程表等に反映させることが重要である。そのため、「特定商取引法及び預託法における契約書面等の電磁的方法による提供についての建議」(令和 3 年 2 月 4 日)、12 月意見及び「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部改正についての答申」(令和 5 年 1 月 20 日)の附帯意見を踏まえた上で、取組方針や KPI を設定すること。

また、デジタル化の急速な進展に伴って消費者被害が複雑化していることから、「SNS を利用して行われる取引における消費者問題に関する建議」（令和 4 年 9 月 2 日）を踏まえた取組を進めること。その上で、特定商取引法については、これまでの国会の附帯決議等を踏まえ不断の見直しを行う必要があることから、その検討の方向性を消費者に分かりやすく示すことに努めること。

さらに、法執行については、取引類型ごとの法執行件数と他のデータとを組み合わせることにより、その効果を検証すること。また、地方公共団体の執行力強化も重要であることから、地方公共団体における法執行件数を参考指標として活用することを検討すること。そのほか、他の重点項目では法律の理解促進の観点から、説明会や情報発信等の回数を KPI に入れていることを踏まえ、同様な KPI の採用を検討すること。

（重点項目 3）社会経済情勢の変化に対応した消費者契約法を含めた消費者法制の整備等

消費者契約法等の消費者法の見直しについては、中長期的な取組が求められるものであるが、工程表等を通じて取組方針を国民に示すことが必要であることから、消費者庁の「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」における議論を踏まえ、検討の方向性やスケジュールについて記載すること。

また、令和 4 年 12 月改正消費者契約法及び不当寄附勧誘防止法については、今後の見直しを見据えた取組方針について、工程表に記載すること。

（重点項目 4）景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充

消費者庁の「景品表示法検討会報告書」において課題とされた特定適格消費者団体への情報提供やデジタル表示の保存義務等について、引き続き検討すること。

また、法執行については、法執行件数と他のデータとを組み合わせることにより、その効果を検証すること。さらに、地方公共団体の執行力強化も重要であることから、地方公共団体における法執行件数を参考指標として活用することを検討すること。

加えて、アフィリエイト広告やステルスマーケティングに関する施策は新たな取組であり、その効果を検証することが重要である。そのため、景品表示法全般のみならず、アフィリエイト広告やステルスマーケティングに関する施策についての、消費者や事業者の認知度や理解度、法執行件数等の KPI を設定すること。

(重点項目 5) 食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討

目標に掲げられた「時代に即した食品表示制度」への改善について、その具体的な論点や取組方針を工程表へ記載すること。また、「食品の生産及び流通の円滑化」や「食品の生産の振興」について、工程表に記載する場合には、消費者の利益の擁護及び増進との関係を踏まえた KPI や取組を設定すること。

さらに、インターネット販売における食品に関する情報提供については、取組の検証が可能となるよう、認知度・理解度等の KPI を設定すること。

(重点項目 6) 高齢者、障害者等の権利擁護の推進等

本重点項目を推進する上で基本的な情報である高齢者や障害者の消費生活相談件数等、高齢者や障害者の消費者被害の状況を把握する KPI を設定すること。

その上で、12 月意見では、地方公共団体の消費者行政部局や消費生活センターと福祉部局等の関係部局や法テラス等の関係相談窓口等との連携、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）と重層的支援体制整備事業との連携等の重要性について指摘したところであり、これらの連携状況を把握する KPI を設定すること。また、見守りネットワークや成年後見制度における地域連携ネットワークは整備するだけでなく、各取組が実効的なものとなっていることが重要であることから、具体的な解決事例の把握に努めること。

さらに、身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題への対応については、必要な情報が必要な人に確実に届くことが重要であることから、設定した KPI を継続的に把握、分析し、効果の検証を行うこと。

(重点項目 7) 成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進

12 月意見で指摘したとおり、若年者の理解度、定着度や消費者被害の状況等の把握を通じて、施策の効果や課題等について検証・評価し、改善していくことが重要である。そのため、理解度や消費者被害の状況等を把握する KPI に加えて、教育実施後に継続的に理解度を測定すること等による定着度の把握や、被害類型ごとの消費者被害の状況等の把握に関する KPI の設定を検討すること。

また、成年年齢引下げに伴う対応には、事業者の取組も不可欠であることから、自主規制の遵守状況等の事業者側の取組に関する KPI の設定を検討すること。

(重点項目 8) 消費者団体訴訟制度の推進

令和 4 年改正消費者裁判手続特例法の施行後を見据え、対象消費者及び和解対象消費者に対する情報提供方法の充実や特定適格消費者団体を支援する法人の活動状況等の法改正事項に関する KPI を検討し、設定が可能となった場合には工程表に記載すること。

また、消費者庁の「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」において将来の検討課題とされた事項の今後の検討方針についても可能な範囲で具体化すること。

(重点項目 9) 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進

食品ロスの削減に当たっては、消費者と事業者の双方の取組が重要である。そのため、賞味期限及び消費期限に関する理解度や「てまえどり」の実施状況等の消費者側の取組や、「3 分の 1 ルール」の緩和状況等の事業者側の取組等の具体的な取組状況を測定する KPI について検討すること。

(重点項目 10) エシカル消費の普及啓発

12 月意見で指摘したとおり、認証ラベル等の認知度にとどまらず、活用度を把握することが有効であることから、水産エコラベルのみならず複数の認証ラベル等について、認証数、認知度や活用度について把握する KPI を設定すること。

また、エシカル消費の実践による効果は、食品ロス削減、プラスチック削減、温室効果ガス削減、省エネ・節電等の取組に表れてくるものと考えられることから、これらの取組状況を把握する KPI を参考指標として設けること。さらに、エシカル消費の対象は、人権問題や環境問題など幅広いことから、これらの諸問題との関係についても引き続き検討すること。

(重点項目 11) 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進

公益通報者保護制度の更なる推進のためには、制度に対する労働者の理解度の向上や、中小事業者を含んだ事業者における内部公益通報対応体制の整備状況の向上が必要であることから、事業者の規模別に理解度や体制整備状況を把握する KPI を設定するとともに、公益通報窓口への通報状況の把握に努めること。

また、令和 2 年改正公益通報者保護法の附則に規定された公益通報者に対する不利益取扱いに対する是正措置の在り方、裁判手続における請求の取扱い等の今後の検討方針について、工程表へ記載すること。

(重点項目 12) デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保

12月意見で指摘したとおり、取引 DPF 消費者保護法の国会附帯決議において今後の課題とされた C to C 取引への対応、オンラインによる手続が可能な裁判外紛争解決手続 (ODR) の提供、SNS を利用して行われる取引における消費者被害の実態把握等の各事項について、その検討の時期や取組について可能なものから工程表への記載を検討すること。

なお、重点項目 4 で指摘したとおり、アフィリエイト広告やステルスマーケティングに関する施策について、取組の効果が検証可能となるよう KPI を設定すること。また重点項目 5 で指摘したとおり、インターネット販売における食品に関する情報提供に関する取組についても、効果が検証可能となるよう KPI を設定すること。

(重点項目 13) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備

令和 5 年 3 月に閣議決定した消費者教育の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)に基づき着実な取組を進めることが重要である。その上で、「消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更に向けての意見」(令和 4 年 9 月 2 日) や 12 月意見で指摘したとおり、基本方針の対象期間が 7 年間となっており、対象期間中における必要に応じた見直しが必要であることから、工程表の KPI の充実や、これに基づく検証が重要である。

具体的には理解度や被害件数等についての KPI に加えて、消費者市民社会の一員としてより自立した消費者行動を促す観点から、消費者の行動変容を把握する KPI の設定が必要である。そのため、重点項目 10 で記載したエシカル消費の実践に関わる指標について重点項目 13 でも設定するとともに、各データについて地域比較・年齢比較等を行って、課題を明らかにし改善に結び付けることを検討すること。

(重点項目 14) 地方消費者行政の充実・強化、消費生活相談のデジタル化に向けた地方公共団体への支援等

12 月意見で指摘したとおり、消費生活相談員の担い手確保は重要な課題となっている。そのため、消費生活相談員の人材育成や処遇改善等に関する地方公共団体の取組を支援するため、設定した各 KPI について地域比較・年齢比較や、地方公共団体間の比較等を行って、課題を把握することを検討すること。

また、消費生活相談のデジタル化の推進については、地方公共団体にとっても実効的なものとなる必要があることから、地方公共団体への情報提供や意見聴取を十分に行うとともに、地方公共団体の準備期間を確保することが重要である。そのため、計画期間中の取組方針については、工程表に可能な限り記載すること。

3. その他

次回の工程表改定において、下記について検討すること。
(消費者庁及び関係省庁等)

(1) デジタル化に伴う消費者問題

デジタル化に伴う消費者問題は、重点項目 12 に限られず、情報リテラシーや決済手段の多様化等、様々な消費者問題があることから、可能なものから重点項目に位置付けることを検討すること。

また、消費者委員会「デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ」における、特定商取引法の通信販売のうち積極的な勧誘がなされる種類の規制の在り方についての検討の結果が取りまとめられた場合には、関連する目標や取組、KPI を記載することについて検討すること。

(2) 悪質商法の被害拡大防止及び被害回復

消費者委員会「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」における、「破綻必至商法」の被害拡大防止や被害回復の方法についての検討の結果が取りまとめられた場合には、関連する目標や取組、KPI を記載することについて検討すること。

(以上)

府消委第 105 号
令和 5 年 6 月 8 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

消費者委員会委員長 後藤 卷則

消費者基本計画工程表に係る消費者委員会の意見聴取について（意見）

令和 5 年 6 月 8 日付け消政策第 189 号をもって当委員会に意見を求めた消費者基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定、令和 3 年 6 月 15 日変更）に基づく工程表の改定の案については、消費者基本法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。